

令和3年度中山間地域等直接支払制度の 近畿農政局管内の実施状況

耕作放棄地の増加などにより多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、農業生産活動等の継続による多面的機能の確保を図るため、中山間地域等直接支払制度が平成12年度から実施されています。

平成27年度からは、農業や集落を将来にわたって維持するための取組への支援を強化した第4期対策（平成27年度～平成31年度）として実施しています。また、同じく平成27年度からは、法律に基づいた安定的な措置として実施しています。

令和2年度から第5期対策（令和2年度～令和6年度）となり、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援するとともに、前向きな取組への支援を強化しています。

近畿管内における令和3年度末時点の実施状況は、以下のとおりです。

近畿農政局管内の実施状況の概要

近畿農政局管内	
○交付市町村数	91 市町村
○協定数	2,107 協定
○交付面積	24,737 ha
○交付総額	3,612 百万円

令和4年8月 HP公表

1. 交付市町村数

令和3年度に中山間地域等直接支払交付金を交付した市町村（以下「交付市町村」という。）は91市町村（対前年+2）です。これは協定を締結する上での指針となる促進計画を策定した95市町村の96%（対前年±0）にあたります。

府県	(単位: 件数、%)				府県	(参考) (単位: 件数、%)		
	令和3年度					令和2年度		
	市町村数	促進計画策定市町村数 ①	交付市町村数 ②	交付市町村率 ②/①		促進計画策定市町村数 ①	交付市町村数 ②	交付市町村率 ②/①
滋賀県	19	11	11	100%	10	10	100%	
京都府	26	17	16	94%	17	16	94%	
大阪府	43	1	1	-	-	-	-	
兵庫県	41	27	27	100%	27	27	100%	
奈良県	39	14	13	93%	14	13	93%	
和歌山県	30	25	23	92%	25	23	92%	
近畿	198	95	91	96%	93	89	96%	

【対象となる地域】

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」の指定地域
- ② 地域の実情に応じて都道府県知事が指定する地域

【対象となる農用地】

「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内で、傾斜基準等を満たす農用地が、「1ha以上まとまって存在」、若しくは、「農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上」の農用地

【傾斜基準等】

- ① 田で1/20以上、畑・草地・採草放牧地で15度以上の勾配がある農用地（急傾斜）
- ② 田で1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地で8度以上15度未満の勾配がある農用地（緩傾斜）
- ③ 自然条件により小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率（70%以上）の高い地域の草地
- ⑥ 傾斜地と同等の条件不利性を有する農用地（離島の平地、劣悪な土壌等）

【促進計画】

市町村は、以下の内容を定めた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を作成することができる

- ① 促進計画の区域、② 促進計画の目標
- ③ 実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項
- ④ 特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

2. 協定数

令和3年度の協定数は、2,107協定（対前年+28）で、うち集落協定が2,097協定（対前年+26）、個別協定が10協定（対前年+2）となっています。

単価別に協定数をみると、集落協定のうち基礎単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は693協定、体制整備単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は1,404協定となっています。

また、個別協定のうち基礎単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は4協定、体制整備単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は6協定となっています。

府県	(単位:件数)							(参考) (単位:件数)		
	令和3年度							令和2年度		
	計	集落協定		個別協定		計	集落協定	個別協定		
基礎単価		体制整備単価	基礎単価	体制整備単価						
滋賀県	176	173	11	162	3	2	1	162	160	2
京都府	489	486	133	353	3	-	3	485	482	3
大阪府	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
兵庫県	596	596	136	460	-	-	-	590	590	-
奈良県	290	290	165	125	-	-	-	288	288	-
和歌山県	555	551	248	303	4	2	2	554	551	3
近畿	2,107	2,097	693	1,404	10	4	6	2,079	2,071	8

【協定・交付単価】

集落協定

複数の農業者等が、①協定の対象となる農用地の範囲、②構成員の役割分担、③集落マスタープラン、④協定で取り組む活動内容、⑤交付金の使用方法などについて取り決めたもの。

個別協定

認定農業者等が、農用地の所有者と利用権の設定等又は農作業受委託契約を締結し、①協定の対象となる農用地、②設定権利等の種類、③設定権利者・委託者、④設定権利等の契約年月日・契約期間、⑤交付金の使用方法などについて取り決めたもの。

基礎単価

集落協定にあつては、「農業生産活動等」及び「多面的機能増進活動」のみに取り組む場合、個別協定にあつては、「利用権の設定等」又は「農作業受委託」のみに取り組む場合の交付単価（8割水準）。

体制整備単価

上記の基礎単価に加え、「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」を実施する場合（個別協定にあつては自作地に限る）の交付単価（10割水準）。

3. 交付面積

令和3年度に交付金が交付された面積（以下「交付面積」という。）は24,737ha（対前年+282）で、うち集落協定が24,701ha、個別協定が36haとなっています。

市町村が策定する促進計画に掲げられている交付の対象となる農用地の面積（以下「対象農用地面積」という。）は34,664ha（対前年△1,106）となっており、対象農用地面積に対する交付面積の割合（以下「交付面積率」という。）は、73.5%（対前年+3.2）となっています。

府県	令和3年度 (単位:ha、%)					令和2年度 (参考) (単位:ha、%)		
	交付面積 ①	集落協定		対象農用地 面積 ②	交付 面積率 ①/②	交付面積 ①	対象農用地 面積 ②	交付 面積率 ①/②
		集落協定	個別協定					
滋賀県	2,289	2,271	18	2,537	90.2%	2,091	2,091	100.0%
京都府	5,081	5,071	10	6,222	81.7%	5,049	5,321	94.9%
大阪府	16	16	-	-	-	-	-	-
兵庫県	5,625	5,625	-	6,316	89.1%	5,539	5,695	97.3%
奈良県	2,695	2,695	-	4,684	57.5%	2,684	3,988	67.3%
和歌山県	9,030	9,022	8	13,889	65.0%	9,093	17,675	51.4%
近畿	24,737	24,701	36	33,664	73.5%	24,455	34,770	70.3%

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

農業振興地域農用地区域に占める交付面積の割合

○近畿全体

①農用地区域内農用地面積	185,944 ha
②対象農用地面積	33,664 ha
②/① = 18.1%	
③交付面積	24,737 ha
③/② = 73.5%	
③/① = 13.3%	

※ ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

- ①農用地面積 農業振興地域農用地区域内の農用地面積
 (R2.12.31現在 近畿農政局調べ)

- ②対象農用地 ①のうち本制度の対象となりうる農用地面積 (R3実施状況)
 山村振興法ほか8法及び都道府県知事が指定する特認地域であって促進計画を策定し、かつ、1ha以上の団地のうち田1/20以上、畑等15度以上等

- ③交付面積 ②のうち交付金が交付された農用地面積 (R3実施状況)

(1) 単価別交付面積

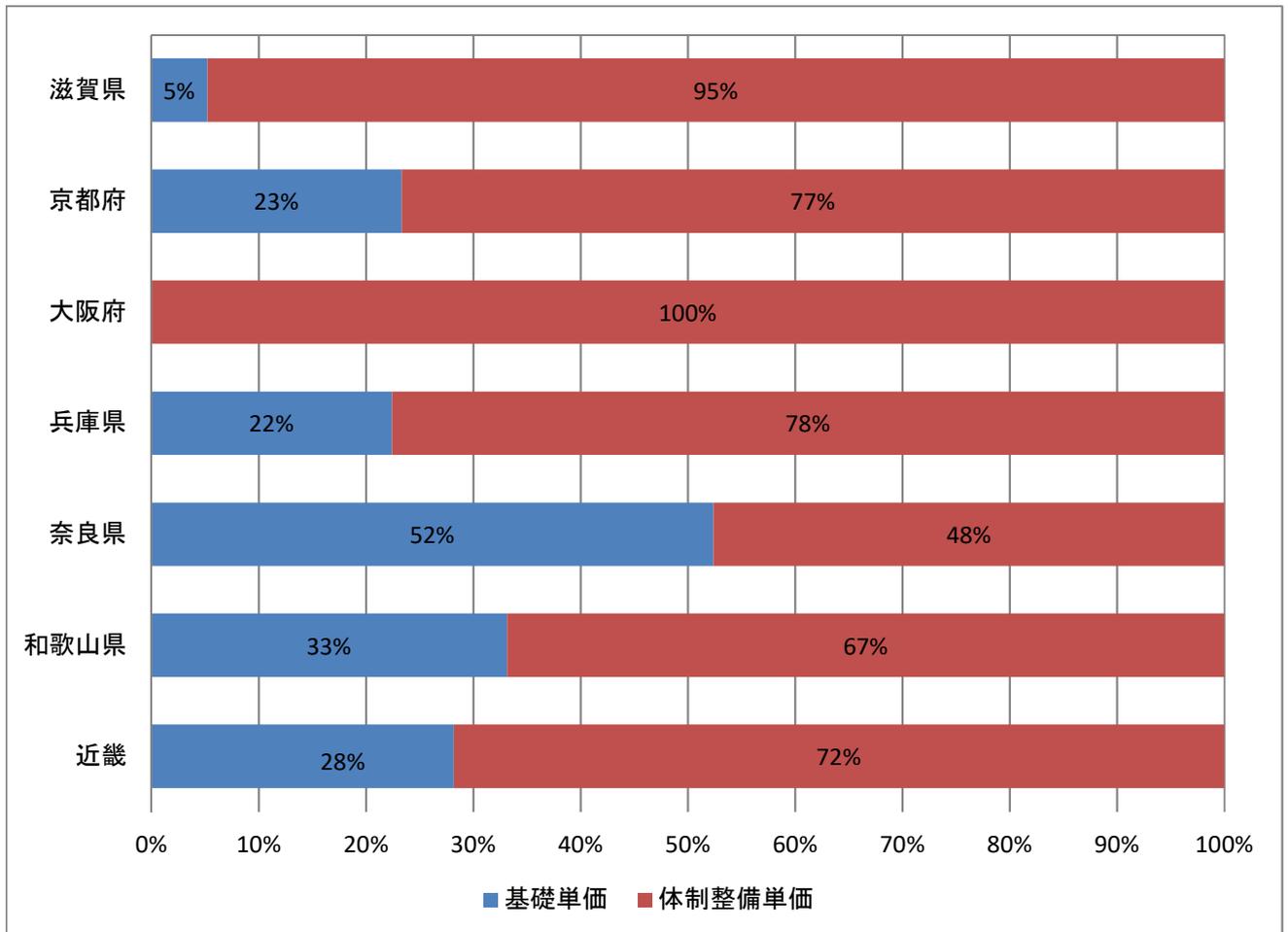
交付面積を交付単価別にみると、基礎単価による交付面積が 6,972ha（対前年△106）、体制整備単価による交付面積が17,764ha（対前年+387）となっています。
体制整備単価による交付面積は、交付面積全体の約72%を占めています。

(単位:ha)

府県	交付面積			集落協定			個別協定		
		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価
滋賀県	2,289	120	2,169	2,271	108	2,163	18	12	7
京都府	5,081	1,186	3,895	5,071	1,186	3,885	10	-	10
大阪府	16	-	16	16	-	16	-	-	-
兵庫県	5,625	1,261	4,364	5,625	1,261	4,364	-	-	-
奈良県	2,695	1,412	1,283	2,695	1,412	1,283	-	-	-
和歌山県	9,030	2,994	6,036	9,022	2,988	6,034	8	6	2
近畿	24,737	6,972	17,764	24,701	6,955	17,746	36	17	18
(R2)近畿	24,455	7,078	17,377	24,423	7,063	17,361	32	16	16

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

単価別交付面積の割合



(2) 地目別・基準別交付面積

交付面積を地目別・基準別にみると、田に対する交付面積が14,976ha（急傾斜9,581ha、緩傾斜5,378ha、高齢化率・耕作放棄率18ha）、畑に対する交付面積が9,737ha（急傾斜9,351ha、緩傾斜384ha、高齢化率・耕作放棄率3ha）、草地は実績なし、採草放牧地に対する23ha（急傾斜22ha、緩傾斜1ha）となっています。

(単位:ha)

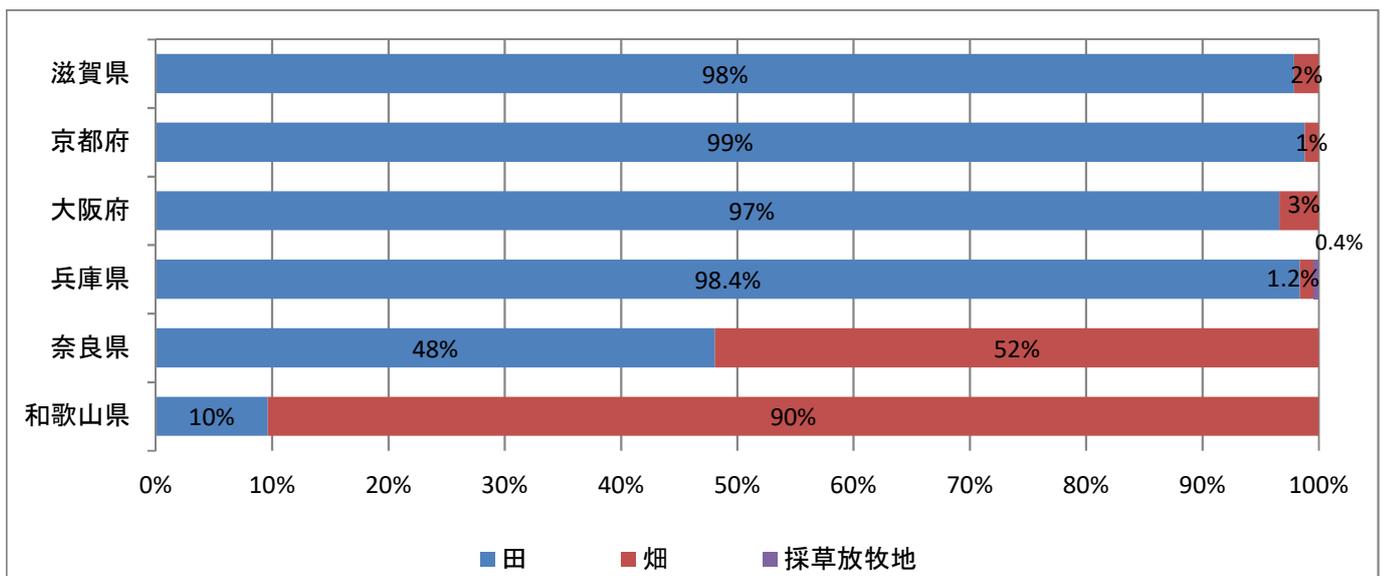
府県	交付面積	田						畑				
		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	小区画・不整形	8法地域内特認	急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	8法地域内特認		
滋賀県	2,289	2,241	1,006	1,235	-	-	-	48	48	-	-	
京都府	5,081	5,020	1,994	3,009	18	-	-	61	51	10	-	
大阪府	16	15	10	6	-	-	-	1	0	0	-	
兵庫県	5,625	5,535	4,975	560	-	-	-	67	29	37	-	
奈良県	2,695	1,296	797	499	-	-	-	1,399	1,225	175	-	
和歌山県	9,030	869	800	69	-	-	-	8,161	7,998	161	3	
近畿	24,737	14,976	9,581	5,378	18	-	-	9,737	9,351	384	3	

(単位:ha)

草地	田					採草放牧地			
	急傾斜	緩傾斜	草地比率の高い草地	高齢化率・耕作放棄率	8法地域内特認	急傾斜	緩傾斜	8法地域内特認	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	23	22	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	23	22	1	

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

地目別交付面積の割合



(3) 地目別交付面積率

対象農用地面積を地目別にみると、田が19,198ha、畑が14,443ha、草地在0ha、採草放牧地が23haとなっており、地目別の交付面積率は、田が78.0%、畑が67.4%、草地在0%、採草放牧地が100%となっています。

【対象農用地面積】

(単位:ha)

府県	対象農用地面積	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	2,537	2,477	59	-	-
京都府	6,222	5,980	242	-	-
大阪府	16	15	1	-	-
兵庫県	6,316	6,225	67	-	23
奈良県	4,684	2,622	2,062	-	-
和歌山県	13,889	1,878	12,011	-	-
近畿	33,664	19,198	14,443	-	23

【交付面積】

(単位:ha)

府県	交付面積	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	2,289	2,241	48	-	-
京都府	5,081	5,020	61	-	-
大阪府	16	15	1	-	-
兵庫県	5,625	5,535	67	-	23
奈良県	2,695	1,296	1,399	-	-
和歌山県	9,030	869	8,161	-	-
近畿	24,737	14,976	9,737	-	23

【交付面積率】

(単位:%)

府県	交付面積率	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	90.2%	90.4%	81.5%	0.0%	0.0%
京都府	81.7%	83.9%	25.2%	0.0%	0.0%
大阪府	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
兵庫県	89.1%	88.9%	99.8%	0.0%	100.0%
奈良県	57.5%	49.4%	67.9%	0.0%	0.0%
和歌山県	65.0%	46.3%	67.9%	0.0%	0.0%
近畿	73.5%	78.0%	67.4%	0.0%	100.0%

※ 交付面積率 = 交付面積 / 対象農用地面積

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

【地目】

- 田 : たん水するための畦畔およびかんがい機能を有している土地
- 畑 : 田以外の農地で草地を除く畑(樹園地を含む)
- 草地 : 畑のうち牧草の栽培を専用とする畑
- 採草放牧地 : 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの

4. 交付総額

令和3年度の交付金の総額は3,612百万円（対前年+64）で、基礎単価による交付額は796百万円、体制整備単価による交付額が2,816百万円となっています。体制整備単価による交付金額は全体の78%を占めています。

府県	令和3年度 (単位:百万円、%)					令和2年度 (参考) (単位:百万円)
	交付金額	基礎単価		体制整備単価		
		交付額	交付金額に占める割合	交付額	交付金額に占める割合	
滋賀県	337	16	5%	321	95%	308
京都府	667	120	18%	548	82%	658
大阪府	3	-	0%	3	100%	-
兵庫県	1,101	209	19%	892	81%	1,083
奈良県	323	146	45%	176	55%	318
和歌山県	1,182	305	26%	877	74%	1,180
近畿	3,612	796	22%	2,816	78%	3,548

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

5. 加算単価取組協定

令和3年度の交付金の上乗せ加算の適用を受けた協定は、棚田地域振興活動加算が18協定、超急傾斜農地保全加算が208協定、集落協定広域化加算が7協定、集落機能強化加算が49協定、生産性向上加算が80協定となっています。

府県	(単位:件数、ha)									
	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全加算		集落協定広域化加算		集落機能強化加算		生産性向上加算	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
滋賀県	4	85	8	58	4	131	5	121	10	235
京都府	3	23	25	121	2	57	20	290	25	469
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	1	12	94	598	1	20	16	291	31	522
奈良県	-	-	4	16	-	-	3	79	5	58
和歌山県	10	109	77	2,187	-	-	5	390	9	522
近畿	18	229	208	2,979	7	208	49	1,171	80	1,805

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

6. 集落協定の動向

(1) 概要

令和3年度の1協定当たりの平均の交付面積は、12ha(対前年±0)となっています。平均の交付面積が最も高いのは和歌山県で、1協定当たり16haとなっています。

また、1協定当たりの平均の交付金額は172万円(対前年+1)、参加者1人当たりの平均の交付金額は7.8万円(対前年+0.2)となっています。

(単位:人、ha、万円、件数)

府県	1協定当たりの平均			参加者1人 当たりの 平均	1市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積	交付金額	交付金額	協定数	交付面積	交付金額
滋賀県	24	13	193	7.9	17	227	3,340
京都府	24	10	137	5.7	30	317	4,162
大阪府	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	21	9	185	8.7	22	208	4,078
奈良県	17	9	111	6.4	22	207	2,483
和歌山県	23	16	214	9.4	24	392	5,135
近畿	22	12	172	7.8	23	274	4,008

<参考(令和2年度)>

(単位:人、ha、万円、件数)

府県	1協定当たりの平均			参加者1人 当たりの 平均	1市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積	交付金額	交付金額	協定数	交付面積	交付金額
滋賀県	24	13	191	8.1	18	230	3,392
京都府	24	10	136	5.6	30	315	4,106
大阪府	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	22	9	184	8.2	22	205	4,012
奈良県	18	9	110	6.3	22	206	2,445
和歌山県	23	16	214	9.3	24	395	5,129
近畿	22	12	171	7.6	24	278	4,026

(2) 集落協定における交付面積別協定数

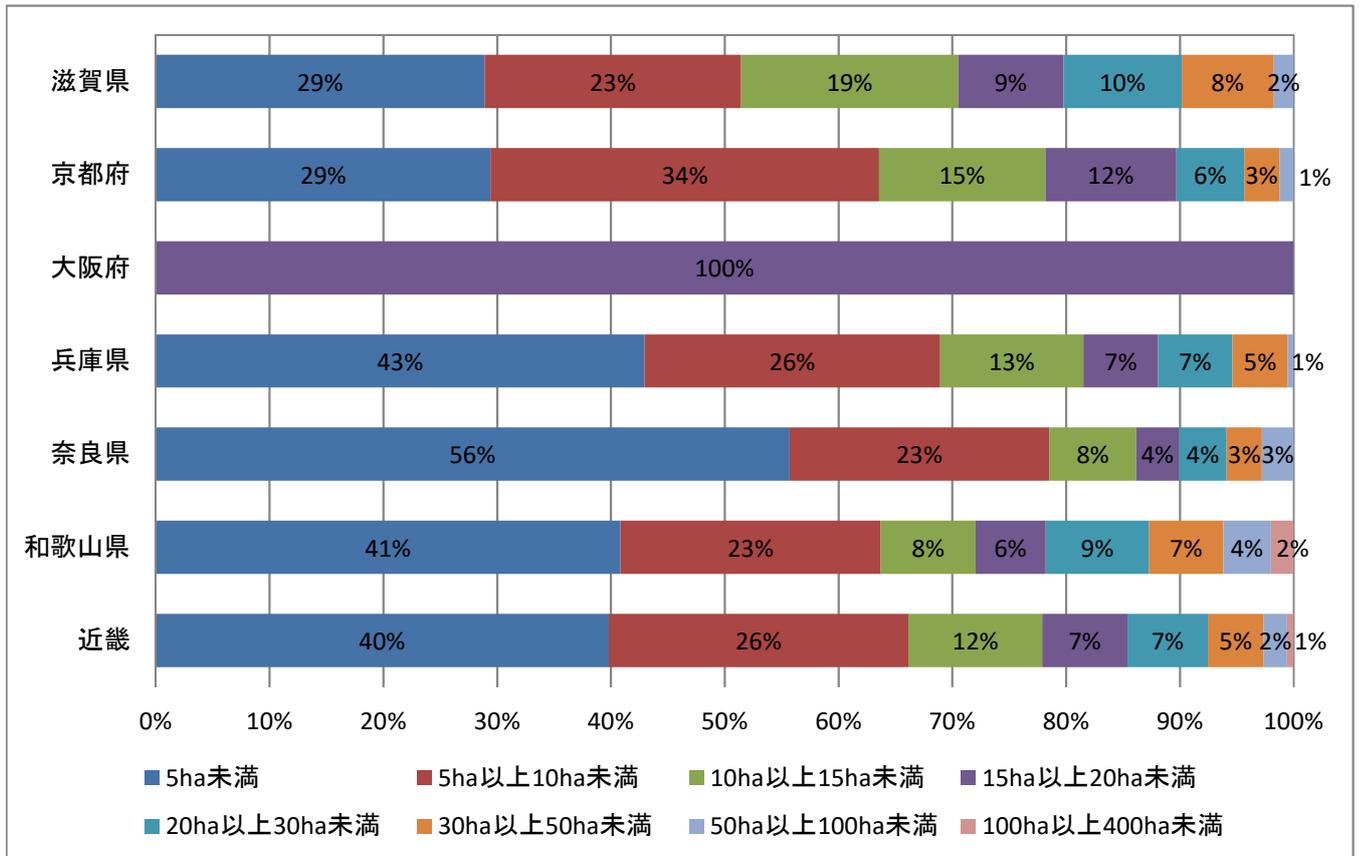
交付面積別の集落協定数をみると、835協定が5ha未満の協定で、集落協定全体の約40%にあたります。

一方、15ha以上の協定は463協定となっており、集落協定の約22%にあたります。

(単位: 件数)

府県	計	交付面積別協定数										
		5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未 満	100ha以 上400ha 未満	400ha以 上700ha 未満	700ha以 上1000ha 未満	1000ha以 上
滋賀県	173	50	39	33	16	18	14	3	-	-	-	-
京都府	486	143	166	71	56	29	15	6	-	-	-	-
大阪府	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	596	256	155	75	39	39	29	3	-	-	-	-
奈良県	290	161	66	22	11	12	9	8	1	-	-	-
和歌山県	551	225	126	46	34	50	36	23	11	-	-	-
近畿	2,097	835	552	247	157	148	103	43	12	-	-	-

農用地面積規模別集落協定数の割合



(3) 集落協定の活動内容

ア) 集落マスタープランの内容（全協定）

集落の概ね10～15年後を見据えた将来像の策定及びそれを実現するための5年間の活動方策を位置付ける「集落マスタープラン」の内容をみると、集落の目指すべき将来像として「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」を目指す協定が1,845協定と最も多く、次いで「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」を目指す協定が467協定となっています。

(単位:件数)

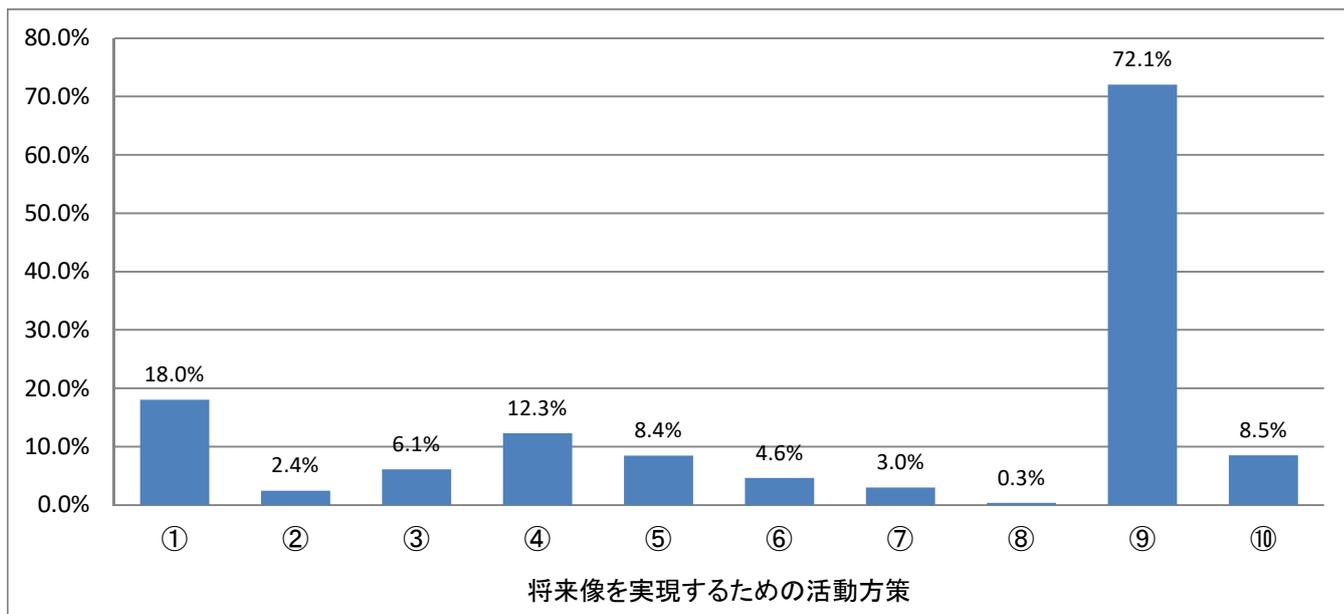
府県	集落協定総数	集落の目指すべき将来像			
		① 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	② 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③ 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	④ その他
滋賀県	173	163	33	4	11
京都府	486	429	174	26	20
大阪府	1	1	1	-	-
兵庫県	596	532	149	34	32
奈良県	290	274	41	11	5
和歌山県	551	446	69	23	73
近畿	2,097	1,845	467	98	141

また、上表の「集落の目指すべき将来像」と関連する「将来像を実現するための活動方策」には、農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備えたサポート体制等の「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」を掲げる協定が最も多く、1,511協定（集落協定総数の約72%）となっています。

(単位:件数)

府県	集落協定総数	将来像を実現するための活動方策									
		① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	② 高付加価値型農業	③ 農業生産条件の強化	④ 担い手への農地集積	⑤ 担い手への農作業の委託	⑥ 新規就農者等による農業生産	⑦ 地場産農産物等の加工・販売	⑧ 消費・出資の呼び込み	⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	⑩ その他
滋賀県	173	39	3	12	28	21	3	4	-	137	12
京都府	486	129	16	14	95	62	24	16	2	336	16
大阪府	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	596	148	11	13	77	63	13	20	3	443	36
奈良県	290	34	4	18	43	21	12	6	1	217	12
和歌山県	551	28	16	70	15	10	45	16	1	378	103
近畿	2,097	378	51	128	258	177	97	62	7	1,511	179

将来像を実現するための活動方策の割合



注) ①～⑩は、前表の項目に対応した番号
各割合は、前表の①～⑩を集落協定総数で除した値

イ) 農業生産活動等として取り組むべき事項（全協定）

①農業生産活動等（必須事項）

農業生産活動等の必須事項である「耕作放棄の発生防止の活動」には、「農地の法面管理」に取り組む協定が1,482協定（集落協定総数の約71%）と最も多く、次いで「柵、ネット等の設置」（鳥獣被害防止対策）に取り組む1,381協定（同約66%）、「賃借権設定・農作業の委託」に取り組む539協定（同約26%）の順となっています。

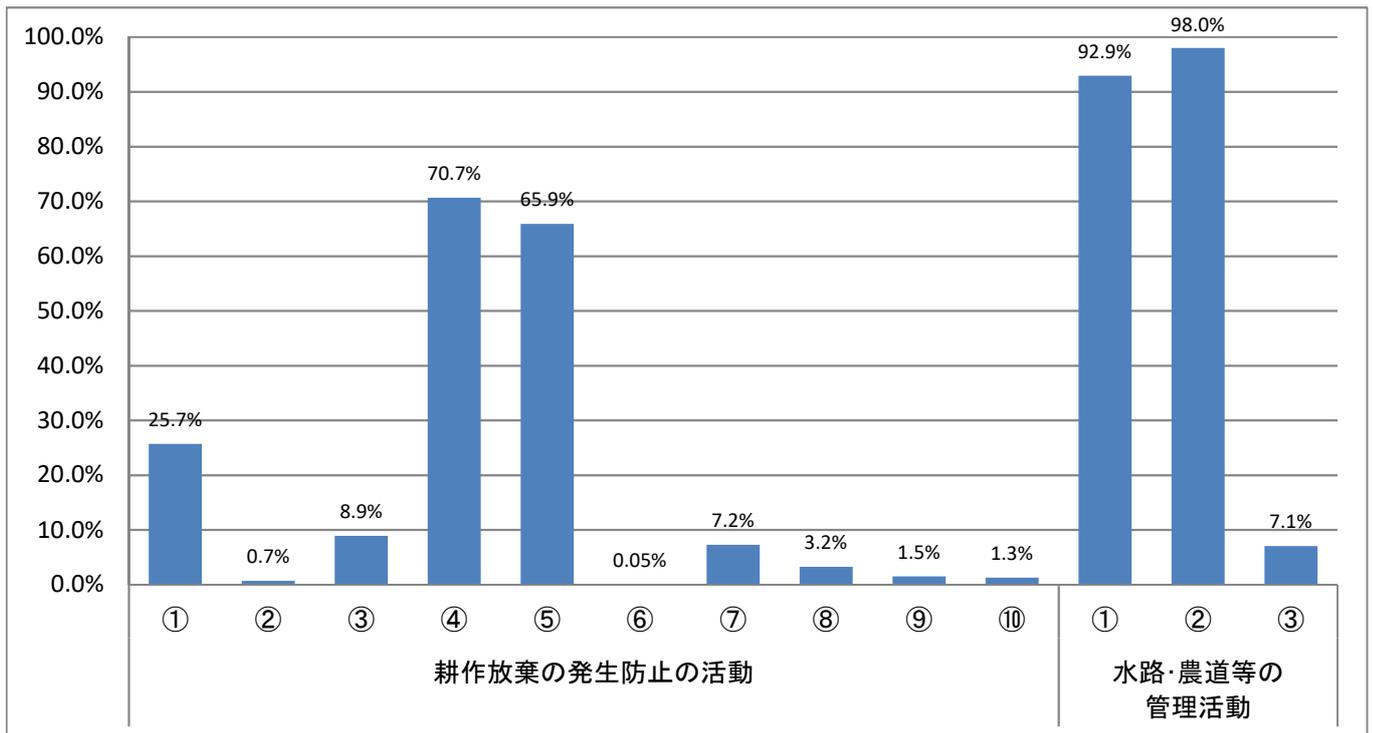
また、同じく必須事項である「水路・農道等の管理活動」には、「農道の管理」に取り組む協定が2,055協定（集落協定総数の98%）、「水路の管理」に取り組む協定が1,948協定（同約93%）となっています。

(単位:件数)

府県	集落協定総数	耕作放棄の発生防止の活動										水路・農道等の管理活動		
		①賃借権設定・農作業の委託	②既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産的利用	③既荒廃農用地の保全管理	④農地の法面管理	⑤柵、ネット等の設置	⑥限界的農地の林地化	⑦簡易な基盤整備	⑧担い手の確保	⑨地場農産物の加工・販売	⑩その他（土地改良事業、災害復旧、地目変更等）	①水路の管理	②農道の管理	③その他の施設の管理
滋賀県	173	30	1	11	141	150	1	17	13	5	3	169	173	4
京都府	486	163	4	44	338	388	-	40	19	9	6	473	486	64
大阪府	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-
兵庫県	596	202	5	20	411	480	-	27	28	11	5	595	591	4
奈良県	290	71	4	21	157	179	-	21	3	1	-	259	263	63
和歌山県	551	72	1	91	434	183	-	47	5	6	13	451	541	13
近畿	2,097	539	15	187	1,482	1,381	1	152	68	32	27	1,948	2,055	148
(参考)R2	2,071	535	6	147	1,464	1,341	2	147	62	22	29	1,909	2,031	23

注) 水路・農道等の管理活動の「③その他の施設の管理」には、「ため池や揚水機の管理」等がある。

農業生産活動等として取り組むべき事項の割合



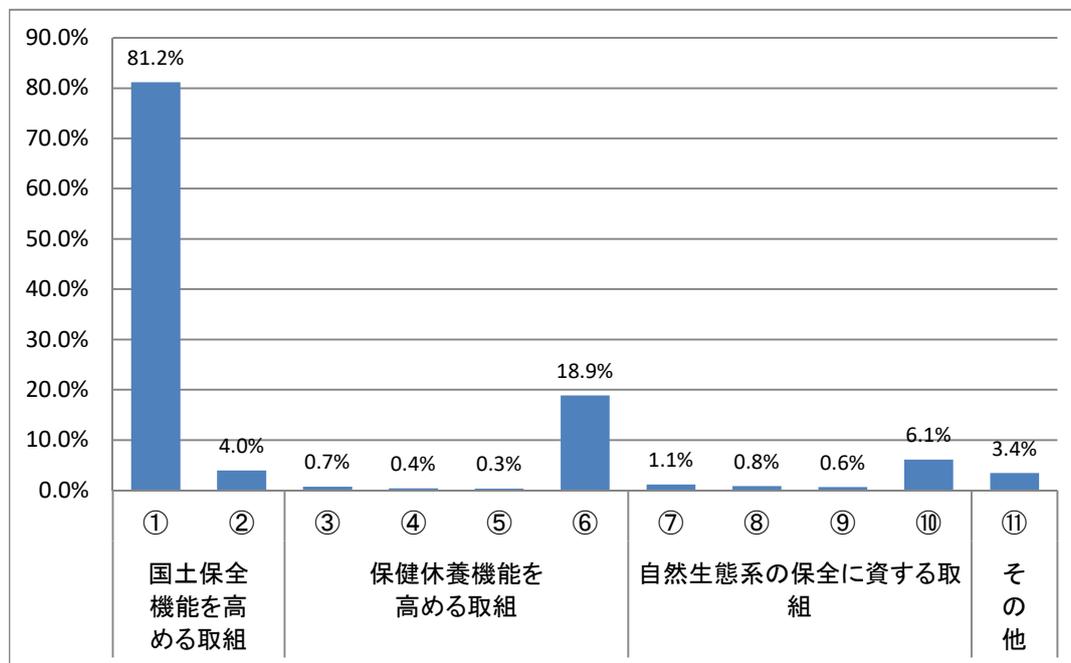
注) 耕作放棄の発生防止の活動①～⑩、水路・農道等の管理活動①～③は、前表の項目に対応した番号
各割合は、前表の耕作放棄の発生防止の活動①～⑩、水路・農道等の管理活動①～③を集落協定総数で除した値

②多面的機能を増進する活動（選択的必須事項）

「多面的機能を増進する活動」には、「国土保全機能を高める取組」として「周辺林地の除草刈」を選択する協定が1,702協定（集落協定総数の約81%）と最も多く、次いで、「保健休養機能を高める取組」として「景観作物の作付け」を選択する協定が396協定（同約19%）となっています。

府県	集落協定総数	国土保全機能を高める取組		保健休養機能を高める取組				自然生態系の保全に資する取組				⑪ その他活動
		① 周辺林地の除草刈	② 土壌流亡に配慮した営農	③ 棚田オーナー制度	④ 市民農園等の開設・運営	⑤ 体験民宿（グリーン・ツーリズム）	⑥ 景観作物の作付け	⑦ 魚類・昆虫類の保護	⑧ 鳥類の餌場の確保	⑨ 粗放的畜産	⑩ 堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鴨の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付	
滋賀県	173	141	4	4	1	-	33	4	4	1	8	4
京都府	486	374	8	3	2	6	105	10	5	2	30	34
大阪府	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	596	432	45	7	2	-	161	8	8	10	73	9
奈良県	290	275	4	1	-	-	35	-	-	-	4	-
和歌山県	551	479	22	-	2	1	62	2	-	-	13	25
近畿	2,097	1,702	83	15	8	7	396	24	17	13	128	72
(参考)R2	2,071	1,660	42	13	7	7	377	25	21	12	139	42

多面的機能を増進する活動に取り組む内容の割合



注) ①～⑪は、上表の項目に対応した番号

各割合は、上表の①～⑪を集落協定総数で除した値

ウ) 農業生産活動等の体制整備（集落戦略の作成状況）

集落戦略の作成状況については、体制整備単価協定数1,404 協定のうち「集落戦略を作成済み」が184協定となっています。

体制整備単価に取り組んでいる集落協定に占める割合は、13%となり令和2年度と比較して4%上昇しています。

令和3年度			
府 県	体制整備単価取組協定数	集落戦略策定済み協定数	策定割合
滋賀県	162	19	12%
京都府	353	24	7%
大阪府	1	-	0%
兵庫県	460	38	8%
奈良県	125	1	1%
和歌山県	303	102	34%
近 畿	1,404	184	13%

令和2年度	
府 県	策定割合
滋賀県	13%
京都府	1%
大阪府	0%
兵庫県	4%
奈良県	2%
和歌山県	26%
近 畿	9%

注) ①～⑥は、上表の項目に対応した番号

各割合は、上表の①～⑥を体制整備単価を受ける集落協定総数で除した値

エ) 交付金の配分割合（全協定）

交付金の使途については、特に制限は設けられておらず、共同取組活動への配分や個人配分も可能です。

共同取組活動への配分割合をみると、管内では45.6%（対前年△0.6）となっており、府県別では、京都府が66.5%、滋賀県が63.5%と高くなっています。

また、集落協定2,097のうち、共同取組活動への配分割合50%以上の協定が1,064協定でおよそ半分となっています。

（単位：％）

府県	共同取組活動への配分割合	
	令和2年度	令和3年度
滋賀県	64.1%	63.5%
京都府	69.9%	66.5%
大阪府	-	-
兵庫県	53.4%	53.8%
奈良県	37.6%	36.2%
和歌山県	24.0%	23.5%
近畿	46.2%	45.6%

（単位：件数）

共同取組活動への配分割合別集落協定数						
計	0%	25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上100%未満	100%
173	12	15	22	45	10	69
486	12	26	75	150	26	197
1	-	-	-	-	-	1
596	11	68	157	228	29	103
290	49	68	54	95	7	17
551	93	220	151	72	3	12
2,097	177	397	459	590	75	399

交付金の共同取組活動への配分割合

